

## 【水道料金等のクレジットカード払いに関する約定】

山形市の水道料金及び下水道使用料（以下、「水道料金等」といいます。）のクレジットカード払いは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づく「指定納付受託者」による納付（立替払い）となります。山形市上下水道部（以下、「上下水道部」といいます。）は、お客様に対する水道料金等を上下水道部が指定する指定納付受託者である株式会社エフレジに請求し、指定納付受託者は、上下水道部に立替払いします。さらに、指定納付受託者は立替払いしたお客様の水道料金等をお客様が指定したクレジットカード会社に請求し、クレジットカード会社は、指定納付受託者にお客様の水道料金等を立替払いします。これにより、お客様の上下水道部に対する水道料金等の支払債務は消滅しますが、クレジットカード会社に対し、水道料金等と同額の債務を負うこととなります。

- 1 クレジットカード払いのお申込みは、お客様がこの約定の内容を承認の上で、クレジットカード情報等を登録したものととして取扱います。
- 2 クレジットカード払いは、1 回の検針分の水道料金等の請求額が 50,000 円（税込）以下で、かつ隔月払いにより納入通知書でお支払いいただいているお客様にご利用いただけます。
- 3 大曾根・村木沢、西山形（山王地区）等にお住いの、最上川中部水道企業団の水道を使用されているお客様は、水道料金に関してはクレジットカード払いをご利用いただけません。下水道使用料だけがクレジットカード払いの取扱い対象となります。
- 4 クレジットカード払いにより支払うことができるのは、お申込み時点で未請求の水道料金等となります。すでに請求を受けている水道料金等、もしくは滞納している水道料金等を、クレジットカード払いにより支払うことはできません。
- 5 上下水道部にご登録いただいた水道・下水道の使用者とクレジットカード会員（以下、「カード会員」といいます。）が異なる場合、使用者が水道料金等のお支払いをカード会員に委託し、カード会員はこれを承諾したものととして取扱います。この場合、上下水道部からの各種連絡や通知は、上下水道部にご登録いただいた使用者又は納入義務者に対して行うものとし、カード会員はこれに同意していただきます。
- 6 クレジットカード払いは、カード会社の規定による会員資格の喪失、お客様による利用停止のお手続き、その他継続できない事情が生じない限り継続させていただきます。
- 7 お申込み手続きが完了すると、上下水道部から「クレジットカード払い開始通知書」を送付します。なお、お客様がご使用中の水道メーターの検針時期によっては、お申込み

後からクレジットカード払いの開始までの間に、納入通知書で請求させていただく場合があります。

- 8 クレジットカードの有効性が確認できないなどの理由でお申込みを受付できないときは、お申込みされる前のお支払方法を継続させていただきます。
- 9 クレジットカード払いの開始後に1回の検針分の水道料金等の請求額が50,001円（税込）以上となった場合は、納入通知書で請求させていただきます。次回以降の請求額が50,000円（税込）以下であれば、引き続きクレジットカード払いをご利用いただけます。
- 10 クレジットカード払いの開始後であっても、お客様の水道料金等が連続して400日発生せず、クレジットカード決済がされない場合や、クレジットカードの有効性が確認できなくなったときは、クレジットカード払いのお取扱いを中止させていただきます。その後水道料金等が発生した場合は、納入通知書で請求させていただきますが、再度クレジットカードによるお支払いを希望される場合は、再申込みが必要になります。
- 11 クレジットカード払いでは、上下水道部から領収書は発行しませんので、カード会社が発行する利用明細書等でご確認ください。
- 12 クレジットカード払いの利用停止の手続きが終了した直後の請求分から、納入通知書によりお支払いいただくこととなります。ただし、停止の手続きに日数を必要としますので、直後の請求もクレジットカード払いによる場合もあります。
- 13 クレジットカード利用代金は、カード会社の会員規約に基づいてお支払いいただきます。